

# 共同企業体に関する特約条項

## 第 1 条

は、

共同企業体協定書により頭書の工事を共同連帯して請負う。

第 2 条 発注者は、工事の監督、請負代金の支払等の契約に基づく行為については、全て代表者を相手方とし、代表者へ通知した事項は他の構成員にも通知したものとみなす。